

障害者総合支援事業所の皆様へ

障害介護給付費等の請求事務における留意事項について

兵庫県国民健康保険団体連合会

1 仮審査について

- ・「仮審査」では毎月10日の受付期限より数日前の段階で、その時点での台帳情報(受給者台帳情報・事業所台帳情報)と請求情報を突合し、エラーチェックを行います。
- ・「仮審査」の結果、エラー、警告等が発生した事業所へ「仮審査処理結果票」が送信されます。エラー、警告等がない場合は「仮審査処理結果票」は送信されません。
- ・「仮審査処理結果票」を確認し、請求情報の差替え等が必要である場合は、10日の受付期限までに、事業所にて請求情報を取下げた後、正しい請求情報を再度送信してください。(取下げ方法はP.3を参照ください)

「仮審査処理結果票」のエラー内容欄の先頭の記号について

- ①「記号無し:エラー」・・・現時点で返戻対象となるもの。
- ②「※:警告」……………国保連合会の一次審査においては判断がつかず、市町の二次審査の対象となるもの。
- ③「▲:警告(重度)」・・・「警告」のうち、市町での二次審査において特に確認が必要となるもの。

11日以降の請求情報の差替えは行いません。
仮審査をぜひご活用ください。

2 過誤申立について

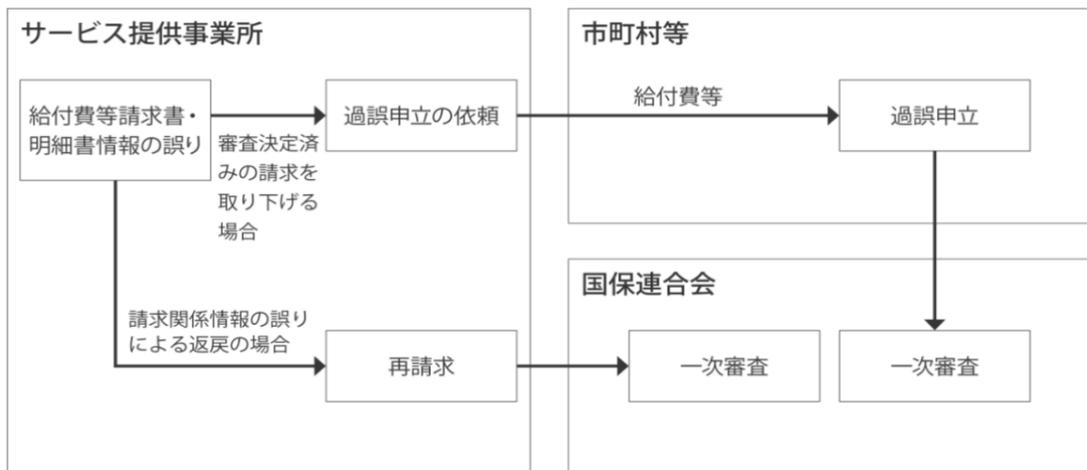
(1) 過誤の種類

- ・前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げ場合は「過誤処理」が必要です。
- ・「過誤処理」とは、【明細書】を取り下げる(過誤をする)ことです。
- ・過誤をした請求情報に対しては、必要に応じ、再度、内容を修正した正しい請求(再請求)を行ってください。
- ・再請求の提出時期によって、「通常過誤」と「同月過誤」に分かれます。

項目	内容
過誤(【明細書】取下げ)	前月以前に支払が確定した【明細書】等に対して、実績を取り下げる場合に用いる。
通常過誤	【明細書】取下げのうち、市町等による過誤の申立の翌月以降に、当該過誤対象を修正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤、又は再請求がない過誤のこと。
同月過誤	【明細書】取下げのうち、市町等による過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修正した【明細書】等が再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。

(2) 過誤申立・再請求の流れ

- ・過誤を行う場合、事業所は、市町村等に「過誤申立」を依頼してください。
- ・過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は、再請求を行ってください。



(3) 過誤調整額の調整方法について

- ・過誤調整額がある場合のサービス提供事業所へ支払われる額は、次の式のように、その月の決定額と過誤処理による調整額とを相殺した額となります。

$$\text{支払決定額} = \text{決定額} - \text{過誤調整額}$$

※決定額とは、当月の請求情報に対し確定した金額

※過誤調整額が決定額を上回った場合、国保連合会へ、その金額の振込が必要になります。(未調整過誤)

- ・再請求の時期については受給者の指定権者と調整の上行ってください。(重複エラーや未調整過誤が発生する恐れがあります。)

同月過誤を行っていただくと、支払額への影響を小さくすることができます。(推奨)

3 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届について

振込先変更、開設者情報変更、事業所情報変更等、当該届に係る記載事項について変更がある場合、指定権者への提出と併せて本会にも「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の変更届の提出が必要となります。

本会から用紙をお送りしますので、下記照会先へお問い合わせください。

なお、変更届の提出期限は、毎月20日まで(必着)です。20日以降の提出、変更届の提出漏れ、記載誤り等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんのでご注意ください。

※振込先を変更される場合は、通帳の表紙部分とカナ名義がわかる部分のコピーを添付していただきますよう、お願いします。

4 請求エラー(主なエラー)等について

- ①EG13「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。」

原因) サービス提供月が市町の受給者台帳の支給決定期間の範囲外であるため。

よくある誤り例) 請求明細書を提出したが、支給決定期間が終了していた。

18歳到達により、受給者証が変更されている場合に、以前の受給者証番号で請求した。

支給決定の期限が近くなったら、更新申請の状況を利用者等に確認してください。

②EC01「該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在して
います。」

原因) 同一受付年月内に同一の情報を複数回送信したため。

よくある誤り例) 1日から10日の受付期間内に取下げを行わずに請求情報を複数回
送信した。

請求情報の再送信は取下げをしてから行ってください。

【10日までの請求取下げ方法】

① 電子請求受付システムで、《メインメニュー》より<照会一覧>をクリック。



② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の<詳細>をクリック。



③【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、〈取下げ〉をクリック。

提供年月	請求書類名	件数
2017/03	介護給付費等請求書情報	1
2017/03	介護給付費等明細書情報	5
2017/03	サービス提供実績記録票	5

④【送信確認】画面が表示されるので、内容を確認。
〈送信〉をクリックすると、取下げ依頼内容が送信される。

取下げ依頼処理の送信を行います。
問題がなければ、【送信】ボタンを押してください。

⑤【処理終了】画面が表示されるので、取下げ依頼の結果(承認/否認)については、後でお知らせにて通知される。
〈終了〉をクリックすると、【請求情報詳細】画面に戻る。

取下げ依頼の処理が正常に終了しました。

事業所番号 : 1311111111
処理対象年月 : 2017年04月
到達番号 : 139998201704010001

5 本会からの連絡について

エラーチェック項目の追加情報、毎月のスケジュール及び仮審査の結果等の連絡を電子請求受付システムログイン後の「お知らせ」に送信しておりますので、必ずご確認ください。メールアドレスを登録しておく、お知らせに通知が入った際にメールが届きますのでぜひご利用ください。

◆メールアドレス登録方法

電子請求受付システムにログイン→ユーザ情報変更→メールアドレス登録

6 照会先

兵庫県国民健康保険団体連合会

保険者支援部 介護福祉課 障害福祉係

電話 078-332-9406

FAX 078-332-9520

電子請求受付システム・簡易入力システム・取込送信システムの入力方法についてのお問い合わせは、ヘルプデスクへお願いします。

国保中央会 事業所向けヘルプデスク

電話 0570-059-403

FAX 0570-059-433

報酬改定及び留意事項（居宅系、GH、相談支援）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

新年度の提出期限

- 制度改正のあった加算、前年度実績等により4月から変更が生じる加算、
処遇改善加算計画書
 - ① 4月15日（木）まで→4月から算定
 - ② 4月30日（金）まで→4月から算定
（②の場合、データ反映は5月以降となるため、
翌月請求や過誤調整が必要となる場合あり）

- 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）
 - ※ 4月から算定分については、既に締切済

 - 4月15日（木）までに提出 → 5月から算定

 - 5月14日（金）までに提出 → 6月から算定

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について ～訪問系、短期入所、GH、相談系～

この資料は、令和3年3月22日現在で国から示された内容を基に作成しています。
今後、国から示される告示等により、内容が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

(参考) 全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：66圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入に限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

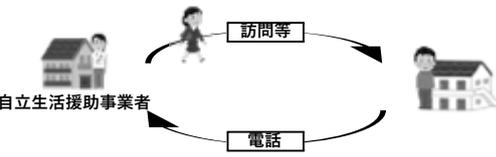
- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
 (新) イ 緊急時支援加算（Ⅰ）711単位/日

電話による相談支援を行った場合
 (新) ロ 緊急時支援加算（Ⅱ）94単位/日



地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

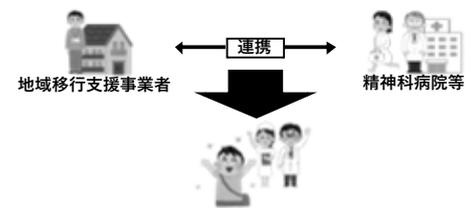
	現行	改定後
(Ⅰ)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(Ⅱ)	2,347単位/月	3,062単位/月
(Ⅲ)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費（Ⅰ）は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

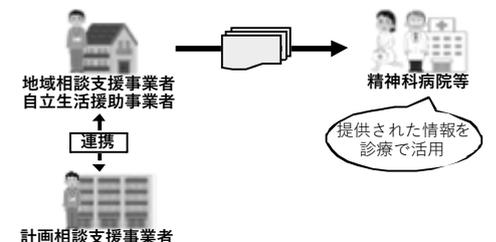
(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月
 (1年未満で退院する場合) +500単位/月



精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

(新) 日常生活支援情報提供加算 100単位/回（月に1回を限度）



居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

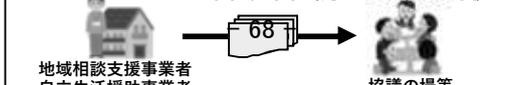
- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月



- 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新) 地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月に1回を限度）



ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新) ピアサポート体制加算 100単位/月

(※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。

(※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。

(※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動を支援



ピアサポートの専門性の評価

ピアサポート体制加算【新設】

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価

ピアサポート体制加算【新設】

100単位/月（体制加算）

- 対象サービス：自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

医療連携体制加算の見直し ~医療的ケアの単価の充実等~

対象サービス : 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ**、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない**福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。**

内容で分類	改定後						改定前 (対象者数)	
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	算定要件 (対象者数)			1名	2~8名
1	○		1時間未満	1名			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	2名				
3	○		2時間以上	3~8名 「6」の場合: 3名				
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	医療的ケアの 単価の充実 1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合: 39単位/日							

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

6

医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算の見直しの具体的内容

- 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に**真に必要な医療や看護を検討して適切に提供している**とは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。

「留意事項通知【改定後】」

○指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから**主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること**。この場合の**医師の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと**。なお、主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
○看護の提供においては、**医師の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること**。また、主治医に対し、定期的に医療的ケアの実施状況等を報告すること。

- 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限(20名まで)を設ける。

- 医療的ケアの定義: スコア表の項目のいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者

医療的ケアの新判定スコアの項目

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 人工呼吸器(非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイロ、ルカッションハンブレッター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む) 気管切開 鼻咽頭エアウェイ 酸素療法 吸引(口鼻腔・気管内吸引) 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入 | <ol style="list-style-type: none"> 経管栄養(経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用) 中心静脈カテーテル(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など) その他の注射管理(皮下注射(インスリン、麻薬など)、持続皮下注射ポンプ使用) 血糖測定(利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 継続する透析(血液透析、腹膜透析を含む) 排尿管理(利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストマ)) 排便管理(消化管ストーマ、利用時間中の摘便・洗腸、利用時間中の洗腸) 痙攣時の管理(坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) |
|--|--|

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

8

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。- 71 -

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

9

人員基準における両立支援への配慮等

(1) 常勤・常勤換算要件の一部緩和

- 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直し

〔現行〕	〔見直し後〕
<p>【常勤】指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。</p> <p>※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。</p> <p>【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。</p>	<p>① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、<u>介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。</u></p> <p>② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、<u>週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。</u></p> <p>③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、<u>同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。</u></p> <p>④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。</p>

(2) ハラスメント対策(全サービス)

- 障害福祉の現場において、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求める

「運営基準【新設】」

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

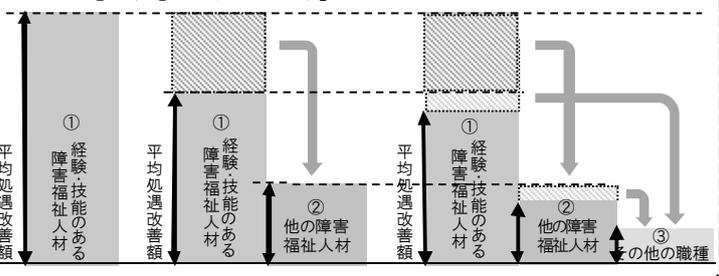
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
 - ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
 これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

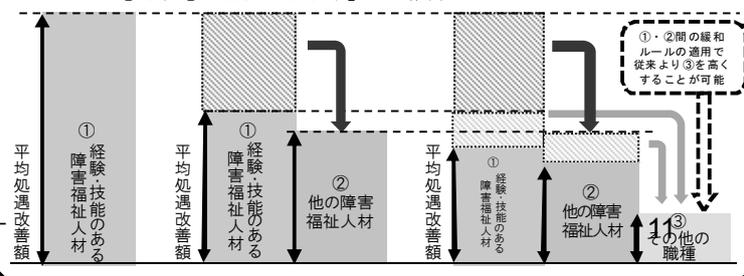
<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②の2倍以上」
 - ・「③は、②の2分の1以下」



<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高く」 → 緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」 → 維持



<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定

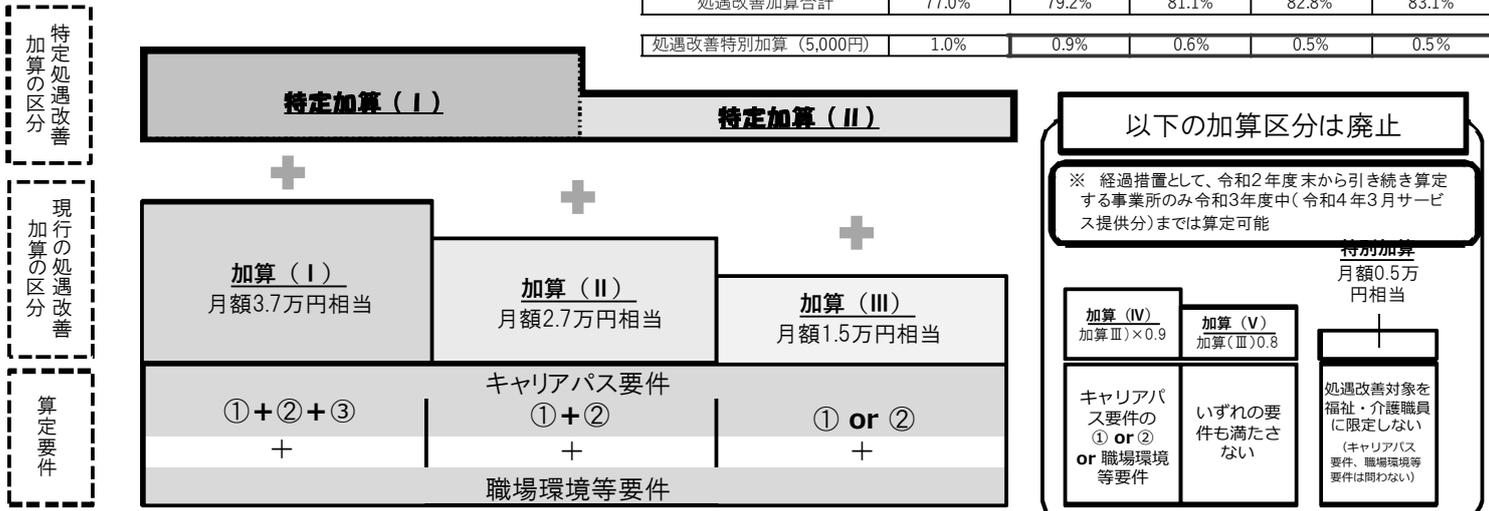
<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ (37,000円)	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ (27,000円)	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ (15,000円)	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ (Ⅲ×0.9)	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ (Ⅲ×0.8)	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%

処遇改善特別加算 (5,000円)	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%
-------------------	------	------	------	------	------



(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件②」…賃金向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには

1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

- 1 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3 情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を等公表していること（公表予定含む）

👍 勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

2 加算区分の確認

- 特定処遇改善加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- 配置等要件、その他全ての要件を満たした場合、区分Ⅰを算定可能。

配置等要件：福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つとなる

3 特定処遇改善加算の見込額の計算

- 加算率に基本サービス費を乗じる形で計算

$$\text{基本サービス費 (現行の処遇改善加算分を除く)} \times \text{各サービスの特定処遇改善加算の加算率} = \text{各事業所の特定処遇改善加算による収入}$$

👍 事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算されるのではない

4 処遇改善計画書の作成する単位の決定

- 複数の事業所を有する場合は、処遇改善計画書と同じ単位で実績報告書を作成することを念頭に、計画書の作成単位を決める。

5 賃上げのルール決定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- 1 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。

- Aを定義する際のルール
10年より短い勤続年数でも可。他法人での勤続年数もカウント可能

- 2 どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

- 1) 経験・技能のある障害福祉人材（Aのみ）
- 2) 障害福祉人材全体（A+B）
- 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

2 賃上げ額と方法を定める（配分ルール）

- 1 Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

Aの中に既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- 2 グループ（A、B、C）の平均賃金改善額について、**AはBより高く、CはBの2分の1以下**

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけて可。

1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

要件
1

現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること

※ 処遇改善加算の算定と同時に、特定処遇改善加算の届出を行い、算定される場合を含む

要件
2

福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 ※ 既に取組を行っている場合、新たな取組を行うことまでは求めている。

資質の向上	} それぞれの区分について 1以上の取組が必要
労働環境・処遇の改善	
その他	

要件
3

情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容等を公表していること（公表予定含む）

- 以下の内容について、障害福祉サービス情報公表制度を活用し、公表していること
 - ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
 - ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容
- 原則は、情報公表システムでの公表だが、事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もOK



勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

14

2 加算区分の確認



特定処遇改善加算の区分は、ⅠとⅡの2区分。

Ⅰは、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

区分（Ⅰ）は、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

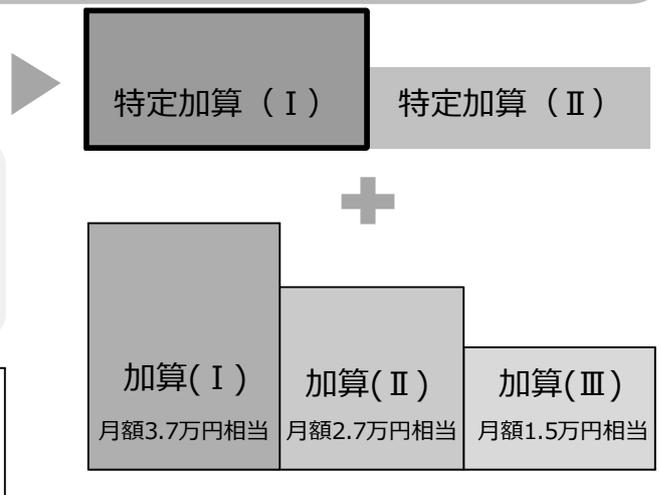
●配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つ（区分なし）となる

留意点：年度途中での変更の届出

- 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じる場合には、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、特定事業所加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



現行の加算区分

2 | 加算区分の確認 — (参考) 加算率

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉専門職員配置等加算等の算定状況に応じた加算率	
	区分 (I)	区分 (II)
居宅介護	7.0%	5.5%
重度訪問介護	7.0%	5.5%
同行援護	7.0%	5.5%
行動援護	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援		6.1%
生活介護	1.4%	1.3%
施設入所支援		2.1%
短期入所		2.1%
療養介護	2.1%	1.9%
自立訓練 (機能訓練)	4.0%	3.6%
自立訓練 (生活訓練)	4.0%	3.6%
就労移行支援	1.7%	1.5%
就労継続支援 A 型	1.7%	1.5%
就労継続支援 B 型	1.7%	1.5%
共同生活援助 (指定共同生活援助)	1.9%	1.6%
共同生活援助 (日中サービス支援型)	1.9%	1.6%
共同生活援助 (外部サービス利用型)	1.9%	1.6%
児童発達支援	1.3%	1.0%
医療型児童発達支援	1.3%	1.0%
放課後等デイサービス	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援		1.1%
保育所等訪問支援		1.1%
福祉型障害児入所施設	4.3%	3.9%
医療型障害児入所施設	4.3%	3.9%

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援 (移行)、地域相談支援 (定着)	0%

3 | 特定処遇改善加算の見込額の計算

配置等要件を満たしているか？

満たしている

福祉専門職員等加算 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算) を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては配置等要件がないため、区分は一つ

満たしていない

特定処遇改善加算 (I) の算定

特定処遇改善加算 (II) の算定

特定処遇改善加算 (I) の算定額の計算

特定処遇改善加算 (II) の算定額の計算

$$\text{基本サービス費 (現行の処遇改善加算分を除く)} \times \text{各サービスの加算区分(I)の加算率} = \text{各事業所の区分(I)による収入}$$

$$\text{基本サービス費 (現行の処遇改善加算分を除く)} \times \text{各サービスの加算区分(II)の加算率} = \text{各事業所の区分(II)による収入}$$

※各サービスの加算率はP.4を参照

特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施

特定処遇改善加算の算定額



- 特定処遇改善加算は、事業所毎の勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて配分されるものではない
- 配分ルールは別記参照

処遇改善計画書と同じ単位で実績報告を行うことを念頭に、計画書の作成（申請）単位を決める。

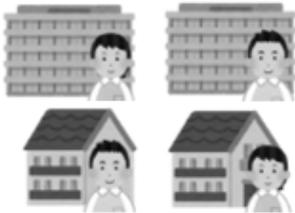
- 特定処遇改善加算の配分ルール（P.7、8）について、複数事業所を一括で取り扱うときには、以下に留意。

1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ **（法人等の）申請単位で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要**
（設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的説明を行うことにより、設定人数から除くことが可能）
2. 平均の賃金改善額について、
 - ・ A：経験・技能のある障害福祉人材は、B：他の障害福祉人材より高くすること
 - ・ C：その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は賃金改善の対象外）は、B：他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと
 - **（法人等の）申請単位の全体を一つの単位として取り扱うことが可能。**

- 算定区分が（Ⅰ）、（Ⅱ）で異なる場合であっても、一括の申請は可能
- 一括申請が可能な事業所の範囲（オレンジ部分）

加算取得事業所	加算未取得事業所	特定処遇改善加算非対象サービス	医療 介護 保育
特定処遇改善加算対象サービス			
障害福祉サービス等			

例 法人が4事業所分を一括して申請する場合



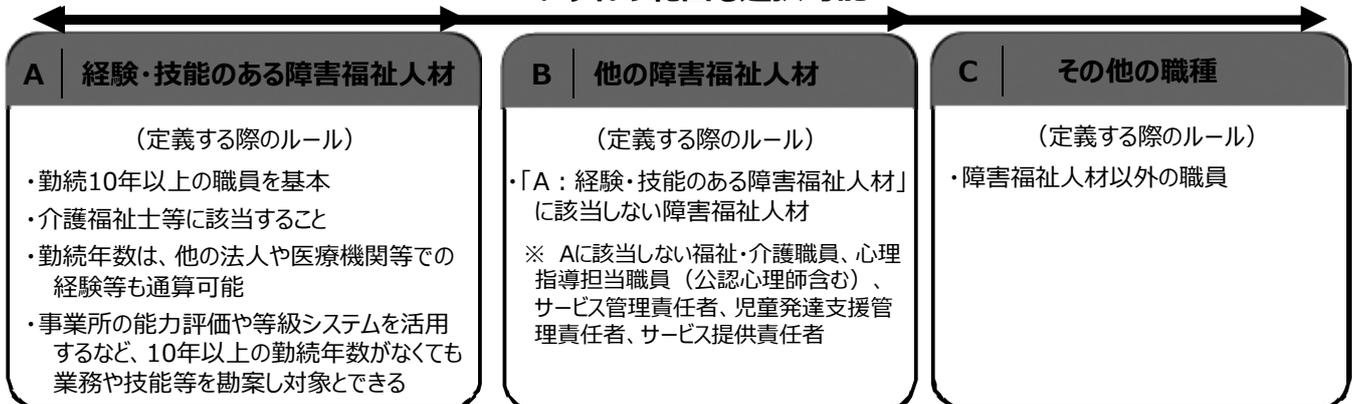
1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ **法人内で各事業所1人分として、合計4名の設定・確保**
2. **法人の職員全体で、**
A：経験・技能のある障害福祉人材、B：他の障害福祉人材、C：その他の職種を設定し、処遇改善額を設定 18

賃上げを行う職員の範囲を決める

1. 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。
2. どの職員範囲で配分するか決める。

- 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。（全ての職員をA、B、Cに分ける）
- 介護福祉士等の要件：福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

いずれの範囲も選択可能



- 労使でよく話し合い、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士等に該当する者がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。（設定しない場合は、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的な理由を記載する。）
- Aでは介護福祉士等に該当することを求めるが、760年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。
※ 上記のうち、特に職種により分類している部分について、職員分類の変更特例の適用を行わずに、分類ルールに沿わない職員分類で届出を行っている不適切な事例が散見されるため注意が必要。

5 | 賃上げのルール決定

2

賃上げ額と方法を決める

「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、
月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増が必要

月額8万円の賃上げ

- ・ 賃金改善実施期間における平均賃上げ額が月額8万円となる必要
- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善の賃金改善分とは別に判断する
- ・ 法定福利費等の増加分を含めて判断可能。

賃上げ年収440万円までの賃金引き上げ

- ・ 440万円を判断するに当たっては、手当等を含めて判断することが可能。
- ・ 賃金年額440万円が原則。年度途中から加算を算定している場合、12ヶ月間加算を算定していれば、年収440万円以上と見込まれる場合について、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 現に年収440万円の者がいる場合は、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断。

例外的な取扱い

- ・ 以下の場合などは、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増の条件を満たさなくてもよい。
 - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
 - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ▶ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに、一定期間を要する場合

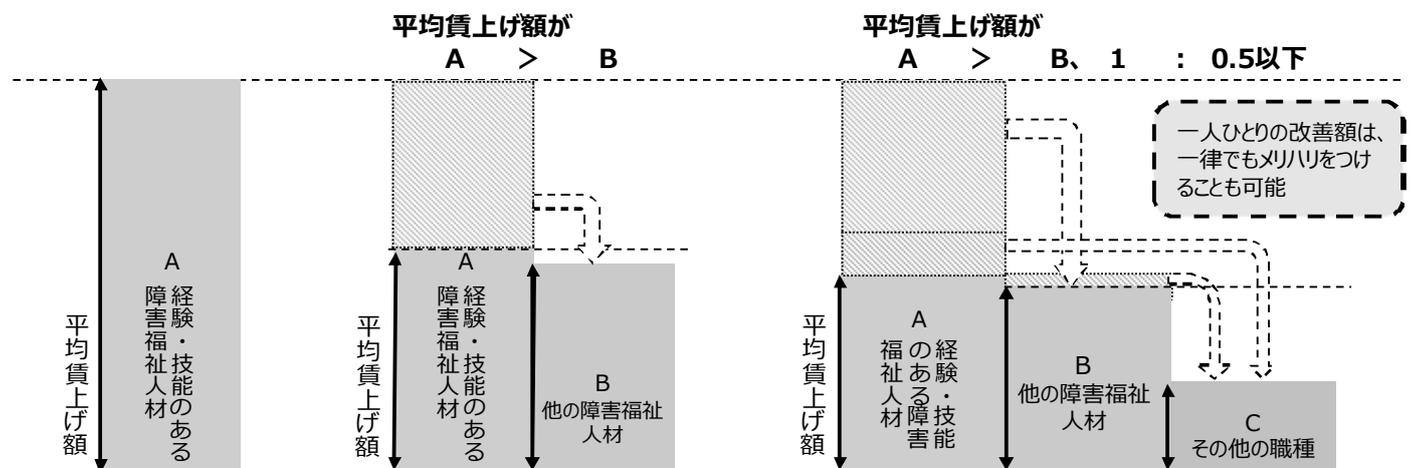
20

5 | 賃上げのルール決定

2

賃上げ額と方法を決める

グループ（A、B、C）の平均賃上げ額について、「Aは、Bより高く」、「Cは、Bの2分の1以下」



留意点：平均賃上げ額の計算

- 原則、常勤換算方法による人数算出が必要。一方、その他の職種については、実人数による算出も可能であり、労使でよく話し合い、設定することが重要
- 全ての職員をA、B、Cのいずれかに区分するため、賃金改善を行わない職員についても職員の範囲（平均額計算の分母）に含めることとなる

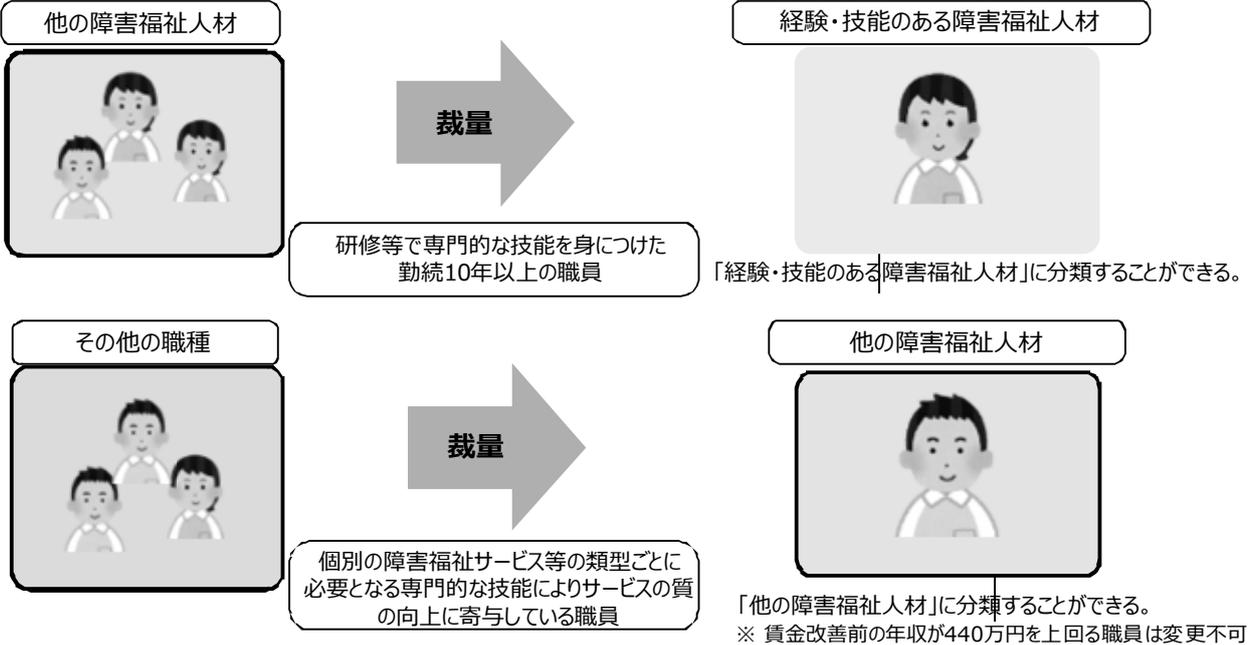
- 77 -

- 賃金改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外
※ 440万円の基準の判断にあたり
 - ・ 手当等を含めて判断
 - ・ 非常勤職員の場合は、常勤換算方法で計算し判断
- 平均賃金額について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1 : 0.5ではなくBと同等の水準（1 : 1）とすることが可能

21

3 配分対象における職員分類の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、**通常の職員分類では適正な評価ができない職員**の特性を考慮し、一定のルールのもと、法人・事業所の裁量で職員分類の変更を行うことができる。



- 変更特例を適用する場合、特例の種類、該当職員の職種、特性、人数についてできる限る具体的な報告が必要。
- 通知で示しているのは例示であり、限定されているわけではない。
- 特例の趣旨に沿わない計画（全職員の分類変更を行う等）については、詳細な理由の説明を求める。
- 変更特例を適用するにあたっては、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では正当な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、労使でよく話し合うことが重要。

障害福祉サービス等処遇改善計画書の作り方について（主なポイント）

1 処遇改善計画書の様式を入手

- 算定要件を満たしていることを確認した上で、各都道府県、政令指定都市、中核市のホームページ等に掲載されている処遇改善計画書を入手（令和2年度より様式がExcelとなっている）
- ※ 掲載状況については、各自治体の障害福祉担当部署へお問い合わせください。
- ※ 処遇改善加算のⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算は、廃止予定であるため、令和2年度からの継続（1年限り）以外の新規申請はできません。

2 前年1～12月の報酬総額等を確認

- 次年度の処遇改善加算の申請は、原則、2月末日までのため、処遇改善計画書を入力する前年度の賃金総額及び処遇改善加算等の額は、前年1～12月分の実績となっている。
- 報酬総額及び処遇改善加算等の額について、国民健康保険団体連合会から通知される以下の資料を確認しておく。
 - ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

3 様式の基本情報入力シートを入力

- 提出先自治体名（指定権者）、法人名などの基本情報及び加算対象事業所に関する情報を入力する。
- 1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額は、原則、前年1～12月分の支払決定額内訳書に基づき報酬総額の平均額を入力する。
- 1月当たりの処遇改善加算等の総額は、原則、前年1～12月分の処遇改善加算等総額のお知らせに基づき加算総額の平均額を入力する。
- 上記の対応ができない新規事業所などは、想定される利用者数や取得予定の加算などから標準的な額として見込まれる額を入力する。

令和2年度の様式では、平均単位数と1単位の単価を入力する形式であったが、平均額を入力する形式に変更

4 様式の施設・事業所別個表の入力

- 各加算の事業所ごとに「新規・継続の別」、「加算の区分」、「算定対象月」を入力する。

5 賃金改善計画の入力（処遇改善加算）

（処遇改善加算と特定処遇改善加算を併せて申請する場合）

- ④処遇改善加算の賃金の総額（前年度、改善後）には、職員グループを分けた後の「経験・技能のある障害福祉人材（A）」と「他の障害福祉人材（B）」の合計額を入力する。
 - ※ 処遇改善加算の対象職種に変更は無く、便宜的な対応である。
- 前年度の処遇改善加算の総額及び特定処遇改善加算の総額を入力する。なお、特定処遇改善加算の総額は「その他の職種（C）」に支払われた額を除いた額を入力する。
- 前年度に処遇改善加算等以外に事業所で独自の賃金改善を実施している場合は、その額を入力する。（A、Bの職員に係る額）

6 賃金改善計画の入力（特定処遇改善加算）

- ⑤賃金改善の見込額の各項目について、賃上げを行う職員の範囲に関わらず、事業所・法人内の全ての職員の賃金額等を入力する。
 - ※ 独自の賃金改善額も全ての職員に係る額を入力する。
- ⑥のi～ivを入力し、当該項目の右の印刷範囲外に、配分比率を入力する項目があるので、配分ルールに沿って設定する。

7 その他

- 各加算により賃金改善を行う賃金項目及び方法並びに独自の賃金改善の内容・算定根拠を入力する。
- 各キャリアパス要件、職場環境等要件、見える化要件及び届出に係る根拠資料について該当項目を選択・入力する。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における処遇改善加算等の主な変更点

1 加算区分(Ⅳ)、(Ⅴ)、特別加算廃止

- 令和3年3月31日をもって処遇改善加算の区分(Ⅳ)、(Ⅴ)及び処遇改善特別加算は廃止となる。
- ※ 経過措置として、令和3年3月から引き続き令和3年度も当該加算を取得する事業所においては、令和4年3月31日まで、従前通り算定可能
- ※ 厚生労働省・自治体において、経過措置期間中に、処遇改善加算の区分(Ⅲ)以上の取得を促進するために周知徹底を図る。

2 加算率の変更

- 加算率の算定方法の見直しに伴い、令和3年度から加算率が変更される。
- 加算率の算定方法の見直しに伴い、短期入所及び障害者支援施設が行う日中活動系サービスにおける例外的取扱いを終了となる。

3 職場環境等要件の内容等の変更

- 職場環境等要件について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、内容の見直しを行う予定。(令和3年2月12日現在は検討中)
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
※ 当該年度に実施できない合理的理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものと認めて差し支えないこととする。

4 配分ルールの変更(特定処遇改善加算)

- 特定処遇改善加算の事業所における配分方法について、これまで、平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材(A)」は「他の障害福祉人材(B)」の2倍以上とする取扱いを平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材(A)」は「他の障害福祉人材(B)」を上回ることとする。に変更する。

5 職員分類の変更特例(特定処遇改善加算)

- 特定処遇改善加算における職員分類の変更特例の例示に以下を追記する。
 - a 通常分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員(例)
 - ・ 相談支援従事者研修修了者
 - ・ 社会福祉主事
 - ・ 教員免許保有者
 - b 通常分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員(例)
 - ・ サービス管理責任者研修修了者
 - ・ 産業カウンセラー資格保有者
- なお、従前と同様だが、当該例示は適用の可否を決める限定列举ではないため、各事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常分類では適正な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうか判断することとなる。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算(新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算(新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算(新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算(新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

障害福祉サービス等におけるその他の横断的事項 ①

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。
なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

・ 全ての障害福祉サービス等事業所 $\text{基本報酬の合計単位数} \times 0.1\%$

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

※ 小数点以下四捨五入。ただし端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定

(2) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
報酬単価の詳細は厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

(3) 地域区分の見直し

- 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に見直す。 ※ 次ページ参照
- 介護報酬の地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護の地域区分の考え方に合わせる。
- 隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。
- 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

26

障害福祉サービス等におけるその他の横断的事項 ②

(4) 補足給付の基準費用額の見直し

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

	[現 行]	[見直し後]
基準費用額	53,500円	54,000円

(5) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(6) 送迎加算の見直し

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

<参考> 令和3年度以降の地域区分一覧（令和3～5）

No	市町名	障害者		障害児	
		R2	R3	R2	R3
1	神戸市	4級地	4級地	4級地	4級地
2	姫路市	7級地	7級地	7級地	7級地
3	尼崎市	5級地	5級地	5級地	5級地
4	明石市	6級地	6級地	6級地	6級地
5	西宮市	4級地	4級地	3級地	3級地
6	洲本市	その他	その他	その他	その他
7	芦屋市	3級地	3級地	3級地	3級地
8	伊丹市	6級地	5級地	5級地	5級地
9	相生市	その他	その他	その他	その他
10	豊岡市	その他	その他	その他	その他
11	加古川市	7級地	7級地	7級地	7級地
12	赤穂市	その他	その他	7級地	その他
13	西脇市	その他	その他	その他	その他
14	宝塚市	4級地	4級地	3級地	3級地
15	三木市	7級地	7級地	7級地	7級地
16	高砂市	7級地	7級地	その他	その他
17	川西市	5級地	5級地	5級地	5級地
18	小野市	7級地	7級地	その他	その他
19	三田市	5級地	5級地	5級地	5級地
20	加西市	7級地	7級地	その他	その他
21	丹波篠山市	その他	7級地	その他	その他
22	養父市	その他	その他	その他	その他
23	丹波市	その他	その他	その他	その他
24	南あわじ市	その他	その他	その他	その他
25	朝来市	その他	その他	その他	その他
26	淡路市	その他	その他	その他	その他
27	宍粟市	その他	その他	その他	その他
28	加東市	7級地	7級地	その他	その他
29	たつの市	その他	その他	その他	その他
30	猪名川町	6級地	6級地	6級地	6級地
31	多可町	その他	その他	その他	その他
32	稲美町	7級地	7級地	その他	その他
33	播磨町	7級地	7級地	その他	その他
34	市川町	その他	その他	その他	その他
35	福崎町	その他	その他	その他	その他
36	神河町	その他	その他	その他	その他
37	太子町	その他	その他	その他	その他
38	上郡町	その他	その他	その他	その他
39	佐用町	その他	その他	その他	その他
40	香美町	その他	その他	その他	その他
41	新温泉町	その他	その他	その他	その他

訪問系サービス <居宅介護・重度訪問介護・同行援護>

(1) 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し（居宅介護）

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算

・初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算

10%減算 →30%減算	居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合
-----------------	--

(2) 運転中における駐停車時の緊急支援の評価（重度訪問介護）

- ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価
- 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算

移動介護緊急時支援加算【新設】	100単位/月
-----------------	---------

(3) 従業者要件の経過措置の延長（同行援護）

- 盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - ・ 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - ・ 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
 等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。
- なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を10%減算。

訪問系サービス <行動援護・重度障害者等包括支援>

(1) ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長（行動援護）

- 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - ・ 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - ・ 障害福祉人材の確保が困難である状況
 等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長

(2) 対象者要件の見直し（重度障害者等包括支援）

- 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和

[現 行]	[見 直 し 後]
対象者の判定基準： 認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定	対象者の判定基準： 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

医療型短期入所の受入体制強化

1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。
 (例) 医療型短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,907単位/日 → (改正後) 3,010単位/日
 医療型特定短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,785単位/日 → (改正後) 2,835単位/日

2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。
 (現行) 388単位/日 (改正後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

日中活動系サービス <短期入所>

(1) 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型(強化)短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

区分	[現行]	[見直し後]
医療型 (I)(II) 医療型特定 (I)(II) (IV)(V)	ア 18歳以上の利用者 ○区分6・気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理 ○区分5以上・進行性筋萎縮症・重症心身障害者 イ 障害児 ○重症心身障害児	ア 18歳以上の利用者 ○区分6・気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理 ○区分5以上・進行性筋萎縮症・重症心身障害者 ○区分5以上・強度行動障害・医療的ケア ○区分5以上・遷延性意識障害・医療的ケア ○その他これらに準ずる者として市町村が認めた者 イ 障害児 ○重症心身障害児 ○医療的ケア児判定スコアが16点以上
医療型 (III) 医療型特定 (III)(VI)	○区分1以上・遷延性意識障害者等、これに準ずる障害者等 ○区分1以上・筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する障害者等	○区分1以上・遷延性意識障害者等、これに準ずる障害者等 ○区分1以上・筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する障害者等 ※ただし、医療型(I)(II)又は医療型特定(I)(II)(IV)(V)の算定要件に該当する場合を除く

医療的ケアの新判定スコアの項目

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 人工呼吸器(非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイガルハイロー、ハイカッションハンチンクレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む) ② 気管切開 ③ 鼻咽頭エアウェイ ④ 酸素療法 ⑤ 吸引(口鼻腔・気管内吸引) ⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 経管栄養(経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用) ⑧ 中心静脈カテーテル(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など) ⑨ その他の注射管理(皮下注射(インスリン、麻薬など)、持続皮下注射ポンプ使用) ⑩ 血糖測定(利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定) ⑪ 継続する透析(血液透析、腹膜透析を含む) ⑫ 排尿管理(利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストマ)) ⑬ 排便管理(消化管ストーマ、利用時間中の摘便・洗腸、利用時間中の浣腸) ⑭ 痙攣時の管理(坐骨挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) |
|--|--|

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

（Ⅰ）に上乗せて加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

※2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

32

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

施設系・居住系サービス <共同生活援助>

(1) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月

【見直し後】同行支援加算

(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月(体制加算)

・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度)

・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

① 基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制(相談支援専門員の常勤配置数)に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

【令和3年改定後の段階別基本報酬単価】

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,622単位
機能強化なし			1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,360単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする

(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

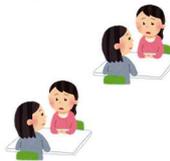
② 従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

【初回加算の拡充】

- ・利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接



要件を満たした月につき、300単位/月を追加

障害福祉サービス 利用期間中

※モニタリング対象月以外

【集中支援加算の新設】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関の主催する会議へ参加



面接、会議開催、会議参加について 各300単位

サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②他機関の主催する会議へ参加
- ③他機関への書面による情報提供



300単位

※書面による情報提供は100単位

③ 事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録(相談支援台帳(サービス等利用計画))等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
- 利用者の個性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
- モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援④>

(1) 基本報酬及び特定事業所加算の見直し(計画相談支援、障害児相談支援)

- 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分(機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費)を創設。
- 機能強化型の対象となる事業所は、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれる。
- 相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設定。(機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)) ※要件の詳細は次ページ参照
- 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことが可能。
- 人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置が可能。

(2) 主任相談支援専門員配置加算(計画相談支援、障害児相談支援)

- 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置している事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算。

主任相談支援専門員配置加算【新設】	100単位/月
-------------------	---------

- 本加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該事業所又は当該事業所以外の指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定可能。
- 「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。
 - ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
 - イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
 - ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施
 - エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援①>

特定事業所加算の見直し(計画相談支援、障害児相談支援)

特定事業所加算(Ⅰ) [(Ⅱ)に加え主任を配置]		主任相談支援専門員配置加算として全ての報酬区分で評価
特定事業所加算(Ⅱ)		機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)
特定事業所加算(Ⅲ)		機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)
特定事業所加算(Ⅳ)		機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)
【新設】(要件を緩和した区分)		機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)

算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	—	—	—
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	○	—	—
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	—	○	—
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤の現任研修修了者であること。	—	—	—	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○	○	○	○
(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員(現任研修修了者)の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○

障害児入所支援

1 障害児入所支援における共通事項

(1) 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

現行	見直し後
①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね 20 人、③居室については 1 階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。	①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね 20 人、③居室については 1 階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。 <u>ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。</u> (③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

(2) ソーシャルワーカーの配置の評価

地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に 5 年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

- ・ 利用定員が 10 人以下 159 単位/日
- ・ 利用定員が 11 人以上 20 人以下 79 単位/日
- ・ 利用定員が 21 人以上 30 人以下 53 単位/日
- ・ 利用定員が 31 人以上 40 人以下 40 単位/日
- ・ 利用定員が 41 人以上 50 人以下 32 単位/日
- ・ 利用定員が 51 人以上 60 人以下 26 単位/日
- ・ 利用定員が 61 人以上 70 人以下 23 単位/日
- ・ 利用定員が 71 人以上 80 人以下 20 単位/日

- ・ 利用定員が 81 人以上 90 人以下 18 単位／日
- ・ 利用定員が 91 人以上 100 人以下 16 単位／日
- ・ 利用定員が 101 人以上 110 人以下 14 単位／日
- ・ 利用定員が 111 人以上 120 人以下 13 単位／日
- ・ 利用定員が 121 人以上 130 人以下 12 単位／日
- ・ 利用定員が 131 人以上 150 人以下 11 単位／日
- ・ 利用定員が 151 人以上 160 人以下 10 単位／日
- ・ 利用定員が 161 人以上 180 人以下 9 単位／日
- ・ 利用定員が 181 人以上 8 単位／日

(3) 自活訓練加算の見直し

退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

現行	見直し後
(実施時期) <u>特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。</u>	(実施時期) <u>高校入学から措置延長も考慮し、20 歳までの間で柔軟に設定。</u>
(実施期間) <u>同一の給付決定期間中に 6 月間 (180 日) を 1 回 (さらに継続の必要がある場合は 2 回)。</u>	(実施期間) <u>同一の給付決定期間中に 12 月間 (360 日) の範囲内で柔軟に設定。</u>
(実施場所) <u>施設に隣接した借家等。</u>	(実施場所) <u>適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。</u>

2 福祉型障害児入所施設

(1) 人員基準及び基本報酬の見直し

主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から 4 : 1 に見直すとともに、基本報酬を見直す (令和 4 年 3 月 31 日まで) の経過措置を設ける。

＜人員基準の見直し＞

現行	見直し後
○ 児童指導員及び保育士の総数 (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を <u>4.3</u> で除して得た数以上 (30 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上) (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である <u>乳児又は幼児の</u>	○ 児童指導員及び保育士の総数 (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を <u>4</u> で除して得た数以上 (30 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上) (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね <u>障害児の数を 4</u> で除して得た

数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）	数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）
--	--

（2）愛着形成に配慮した評価の見直し

幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す。

《愛着形成に配慮した評価の見直し》

現行	見直し後
幼児加算 78 単位／日 ※ 幼児である障害児（ <u>盲児又はろうあ児に限る。</u> ）が利用する場合に算定。	乳幼児加算 78 単位／日 ※ <u>乳幼児</u> である障害児が利用の場合に算定。

（3）小規模グループケアの推進

障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

《小規模グループケア加算の見直し》

現行	見直し後
小規模グループケア加算 240 単位／日	小規模グループケア加算 240 単位／日 ※ <u>サテライト型として実施した場合</u> <u>+308 単位／日</u>

（4）看護職員配置加算の見直し

医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることにするとともに、算定要件を見直す。

《看護職員配置加算（Ⅱ）の見直し》

現行	見直し後
現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。	<u>医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。</u>

3 医療型障害児入所施設

(1) 重度重複障害児加算の見直し

主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数(2以上)の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

現行	見直し後
視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち <u>3以上</u> の障害を有する児童に支援を行う。	視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち <u>2以上</u> の障害を有する児童に支援を行う。

(2) 強度行動障害児の支援の評価

強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》781 単位/日

※ 加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内は +700 単位/日

(3) 小規模グループケアの推進

医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す(一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。)

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

現行	見直し後
設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、 <u>浴室</u> については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができる。	設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、 <u>以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。</u>) <u>(1) 台所： 利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建</u>

	<p><u>物の設備で調理することが適当な場合</u></p> <p><u>(2) 浴室：当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合</u></p> <p><u>(3) 便所：利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合</u></p>
--	---

障害児通所支援

1 障害児通所支援における共通事項

(1) 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

医療的ケア判定スコア		基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0
② 気管切開		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイ		5	1	0	
④ 酸素療法		8	1	0	
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0	
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0		
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
	持続経管注入ポンプ使用	3	2		0
⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0
⑨ その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1		0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1		0
⑩ 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0		
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1		0
⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2		0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0		
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1		0

⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の排便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
⑭ 痙攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、 迷走神経刺激装置の作動な ど	3	2	0

<注意事項>

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、細項目のいずれか一つを選択する。
- 4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

(2) 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

看護職員加配加算の算定要件について、上記（1）の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

《看護職員加配加算の見直し》

現行	見直し後
<p>① 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。 <p>イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。 <p>※ 児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。</p> <p>② 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる</p>	<p><u>＜主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所＞</u></p> <p><u>主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。</u></p> <p><u>＜主として重症心身障害児を通わせる事業所＞</u></p> <p><u>① 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】</u></p> <p><u>医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。</u></p> <p><u>② 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】</u></p> <p><u>医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日</u></p>

<p>事業所以外の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。 <p>イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。 <p>③ 看護職員加配加算（Ⅲ） 【看護職員3人分の加算】</p> <p>（主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。 	<p><u>数)を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。</u></p>
--	--

(3) 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

(4) 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

NICU 等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに

係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

(5) 人員基準の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに人員基準を見直すこととする。（令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間（令和5年3月31日まで）の経過措置を設ける）。

《人員基準の見直し》

現行	見直し後
指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は <u>障害福祉サービス経験者</u> の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）	指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。） <u>※令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。</u>

(6) 家族支援の評価の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

《訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合》

現行	見直し後
家庭連携加算（月2回を限度） イ 1時間未満 187単位/回 ロ 1時間以上 280単位/回 訪問支援特別加算（月2回を限度） イ 1時間未満 187単位/回 ロ 1時間以上 280単位/回	家庭連携加算（ <u>月4回</u> を限度） イ 1時間未満 187単位/回 ロ 1時間以上 280単位/回

《事業所内相談支援加算の見直し》

現行	見直し後
事業所内相談支援加算（月1回を限度） 35単位/回	事業所内相談支援加算（ <u>I、IIそれぞれ</u> 月1回を限度） <u>イ事業所内相談支援加算（I）（個別）</u>

	<u>100 単位／回</u> <u>ロ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80 単位／回</u>
--	---

(7) 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅰ）【新設】》 100 単位／日

(8) 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅱ）【新設】》 125 単位／日

(9) 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

《児童指導員等加配加算の見直し》

現行	見直し後
1 児童発達支援 イ 児童発達支援センターの場合 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 10 単位～ 105 単位／日 ロ 児童発達支援センター以外の児童発 達支援事業所の場合 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36 単位～ 418 単位／日 児童指導員等加配加算（Ⅱ） 36 単位～ 209 単位／日 2 放課後等デイサービス イ 放課後等デイサービス（区分1） 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36 単位～ 209 単位／日 児童指導員等加配加算（Ⅱ） 36 単位～ 209 単位／日 ロ 放課後等デイサービス（区分2） 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36 単位～ 209 単位／日 ハ 放課後等デイサービス（重症心身障害 児） 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 61 単位～ 418 単位／日	1 児童発達支援 イ 児童発達支援センターの場合 <u>11 単位～ 93 単位</u> ／日 ロ 児童発達支援センター以外の児童発 達支援事業所の場合 36 単位～ <u>374 単位</u> ／日 2 放課後等デイサービス イ 放課後等デイサービス 36 単位～ <u>187 単位</u> ／日 ロ 放課後等デイサービス（重症心身障害 児） <u>60 単位～374 単位</u> ／日

《専門的支援加算【新設】》

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合 15 単位～ 93 単位／日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合 49 単位～374 単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス 75 単位～187 単位／日

ロ 放課後等デイサービス（重症心身障害児） 125 単位～374 単位／日

2 児童発達支援

（1）基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

児童発達支援の基本報酬について、経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。

基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

3 放課後等デイサービス

(1) 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

平成 30 年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が 50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分 1、区分 2 の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

(2) 極端な短時間のサービス提供の取扱い

極端な短時間（30 分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30 分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。

＜欠席時対応加算（Ⅱ）【新設】＞ 94 単位／回

(3) 送迎加算の取扱い

平成 30 年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

(4) 食事提供加算の経過措置の取扱い（児童発達支援、医療型児童発達支援）

（障害児対象サービスを抜粋して記載）

令和 2 年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

その他留意事項

1 障害者虐待防止の更なる推進（全サービス対象）

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。
 その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。

- ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

現行	見直し後
① 従業者への研修実施（努力義務） ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）	① 従業者への研修実施（ <u>義務化</u> ） ② <u>虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）</u> ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（ <u>義務化</u> ）

2 身体拘束等の適正化（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（障害児対象サービスを抜粋して記載）

- ① 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、
 - ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化
 - ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。
- ② 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規

定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、訪問系サービス以外において義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ 訪問系サービス以外において今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準【一部新設】》

現行	見直し後
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する<u>委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</u>（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）</p> <p>③ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）</p> <p>④ 従業員に対し、<u>身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）</p>

《身体拘束廃止未実施減算【一部新設】》 5単位/日

現行	見直し後
次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。</p> <p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること <u>（令和5年4月から適用）</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための対策を検</u></p>

	<p><u>討する委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業者に周知徹底を図ること（令和5年4月から適用）</u></p> <p>③ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること（令和5年4月から適用）</u></p> <p>④ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること <u>（令和5年4月から適用）</u></p>
--	--

3 事故発生時の対応について

事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県HP掲載の「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」により、所定の様式により市町等に対して直ちに報告するとともに、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告すること。

また、速やかに事故原因の発見に努め、改善策を講じた体制を整備すること。

- （報告の範囲）
- （1）サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
 - （2）食中毒及び感染症等の発生
 - （3）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生 等

4 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

（1）感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

（2）業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

なお、別添「福祉事業所における事業継続計画（BCP）について」を参考に、事業継続計画の策定に取り組むこと（別添1参照）。

5 事業所の適正運営について

令和2年度、本県（政令・中核市を除く）において、不正請求等を理由として1事業所の行政処分（一部効力の停止処分）を行った。不正が発覚した場合は、厳正な対処を行うので、別添2の事務連絡とおり事業所の適正運営を行うこと。

6 重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業の推進について

重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所については、第6期県障害福祉実施計画（案）（計画期間2021～2023年度）において、全市町（政令・中核市除く）への設置を目標としている（複数市町による共同設置も可）。

目標の達成に向けては、本事業の積極的な活用をお願いしたい（別添3参照）。

7 医療的ケア児に対する支援体制の構築事業について

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、既存事業である「医療的ケア児支援関係者連絡協議会の設置」及び「医療的ケア児等コーディネーターの配置」については、第6期県障害福祉実施計画（案）（計画期間2021～2023年度）において、全市町（政令・中核市除く）への設置を目標としている。

また、令和3年度より新たに圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置したことから、既に医療的ケア児等コーディネーターを設置済みの市町におかれては、圏域医療的ケア児等コーディネーターとの連携を進めていただくようお願いしたい。（別添4参照）

別添 1

福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

1 事業継続計画とは

地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

大規模地震が発生すると、経営資源（ヒト〈職員〉、モノ〈施設や設備〉、カネ〈資金〉、情報といった法人を運営するのに欠かせないもの）を通常時のようには利用できなくなります。限られた経営資源の中で、法人の中の事業のうち、継続する必要がある事業と休止する事業に振り分け、継続する事業においても、継続する業務と休止する業務に分けます。継続する業務については、被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられます。

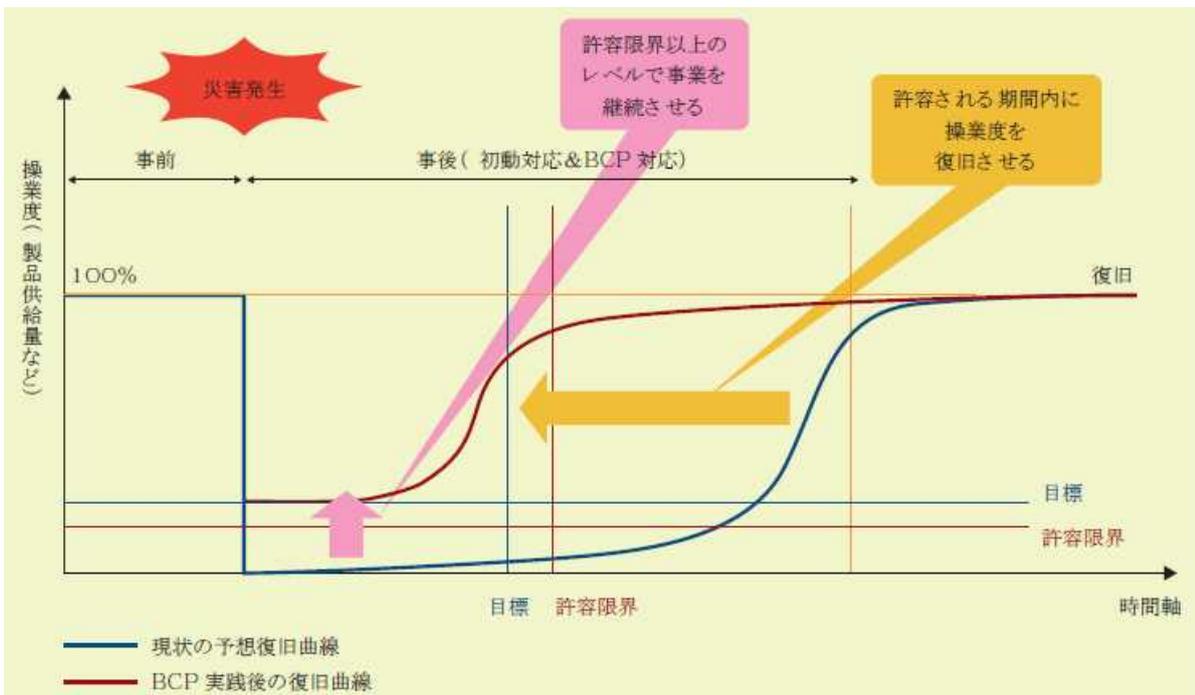
2 事業継続計画の策定効果

下表は、事業継続計画を策定して実践している場合とそうでない場合で、災害が発生してから時間の経過とともに操業度（製品供給量、サービス提供量など）がそれぞれどのように回復していくのかを表したものです。

事業継続計画を策定していない法人（青線）では、災害が発生すると操業度がゼロになってしまい、その後もしばらく低い水準が続き、サービスの利用者がサービスの提供を求める最低限の水準（操業度に関わる許容限界）を下回り、また、サービス提供の復旧を待つことのできる時間（許容される期間、時間に関わる許容限界）よりも長く復旧に時間を要しています。

一方、事業継続計画を実践している法人（赤線）では、災害が発生しても操業度が許容限界を上回る水準を維持しているとともに、許容される期間よりも早く操業度が復旧します。

事業継続計画を策定し実践していくことで、青線を赤線に近づけていくことを目指します。



3 事業計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は、次の図表のような流れで策定・運用していきます。

I. 事業継続方針の検討

法人全体における事業継続計画の基本となる方針を検討します。この方針は、以下の具体的な計画検討の指針になります。



II. 想定する緊急事態とその被害想定

どのような緊急事態に対応するのかを決め、その緊急事態が発生すると、職員、施設、設備といった経営資源やライフラインにどのような被害が出るのかを想定します。



III. 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

法人の実施する事業のうち、緊急事態が発生したときに優先的に継続または早期復旧していく重要な事業を選び、その事業の目標とする復旧時間（目標復旧時間）を決めます。



IV. 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な事業で実施されている業務を洗い出し、その業務に用いられる経営資源が何かを特定します。洗い出された経営資源が、IIで想定した被害想定にあてはめて、どれだけの被害を受けるかを検討します。検討の結果、優先度の高い業務を継続、または目標とする復旧時間内に復旧することができるかどうか、どの程度の水準で業務を実施するのかを検討します。



V. 重要な事業の継続や早期復旧対策の検討

継続しなければならないのに継続できない業務や、目標復旧時間内に復旧できないと判断された業務について、どのようにして、継続、または目標復旧時間内に復旧するのか検討をします。



VI. 事業継続計画の文書化

初動対応マニュアルや事業継続計画書として文書にまとめ、あわせて、Vで検討した今後行う対策についてもリスト化し、実施管理します。



VII. 事業継続計画の周知・徹底

まとめた事業継続計画の内容を職員に教育や訓練をして周知、徹底することで、緊急事態発生時に的確に対応することができるようにします。



VIII. 事業継続計画の点検・見直し

事業継続計画の点検や見直しを行うことで、いざという時に本当に役に立つ事業継続計画とします。

4 事業継続計画における地域との連携や同業者間連携

緊急事態発生時の限られた経営資源で運営をしなければならない状況では、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

下表のように情報のやりとりや経営資源の融通などにより不足する経営資源を補うことができ、また、可能であるならば地域貢献活動を行い共助を担うことで地域との関係が深まりますので、事業継続計画の策定にあたり、地域や同業者間の連携についても検討してください。

	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> 要員が不足する場合の応援 支援物資の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 代替生産の引受け
地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援	炊出しなどの地域貢献活動
行政	情報の共有	

5 策定に向けた取り組み

緊急事態が発生しても重要な事業を継続または早期復旧するためには、「必要な経営資源を確保すること」「意思決定や行動に必要な情報の入手と伝達ができること」「的確な意思決定と迅速な行動をとること」が重要です。

これらが実践できるよう、厚生労働省が実施した平成23年度社会福祉推進事業で「株式会社浜銀総合研究所」が委託事業として作成した下記の文献を参考に、事業継続計画の早期策定を行ってください。

- 「福祉事業所における事業継続計画(BCP)策定ガイドライン」災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～
- 突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画策定とその普及事業報告

また、感染症が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供するためには、もしくは、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BCP)の策定が重要であることから、令和2年12月に厚生労働省において、その策定を支援するため、以下の障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等が示されているので、これも参考資料の一つとして、業務継続計画を策定してください。

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(ひな形)
(掲載場所) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(電子メール施行)
障福第2250号
令和3年2月24日

各指定障害児通所支援事業所管理者 様
各指定障害児入所施設長 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

障害児通所支援事業者の指定の一部効力の停止事案の発生について（通知）

標記のことについて、宝塚市に所在する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っている事業者に対して、令和3年2月15日付けで指定の一部効力の停止処分を行いました。

処分理由は、放課後等デイサービス事業所利用者1名について、利用実績がない日の報酬の請求を行ったためです。

このような不正な運営が認められた場合は、関係市町と連携を図りながら厳正な対処を行いますので、各事業者におかれましては、下記に十分ご留意いただき、適正な運営を行うようお願いいたします。

記

- 1 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は、基準省令で定められた運営・責務を遵守すること。
- 2 提供したサービス内容については、提供の都度、具体的に記録を行うこと。
- 3 上記1、2に基づき、適正に報酬請求を行い、会計処理すること。

(案)

別添3

令和3年度兵庫県重症心身障害児向け通所支援・ 居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる環境整備を支援し、生活支援の充実を図るため、重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所が未設置の市町における事業者の新規参入を促進することを目的として、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬分を助成する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、政令指定都市、中核市を除く兵庫県内の市町（以下「市町」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所」とは、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業のうち、重症心身障害児向けの事業所として新たに指定を受けることをいう。（既存の障害児通所事業所と一体的に運営される事業所として指定を受ける場合を含む。）

(助成対象者)

第4条 重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所の未設置市町において、初めて当該事業指定を受けた事業所を運営する法人とする（複数市町による共同設置も可）。

(対象経費、基準額、負担割合)

第5条 対象となる経費、基準額、負担割合は、次表のとおりとする。

区 分	重症心身障害児通所支援事業所 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	居宅訪問型児童発達支援事業所
補助対象経費	重症心身障害児向け通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）又は居宅訪問型児童発達支援事業所の未設置市町において、初めて当該事業指定を受けた事業所に対する市町が助成した経費	
補助基準額	児童発達支援又は放課後等デイサービス事業の指定定員5名における基本報酬単価×（(定員5名×開所日数－月間利用人数）の年度間合計） ※補助期間は年度間通算を含めて最大1年以内	居宅訪問型児童発達支援事業の基本報酬単価×（(25人－月間訪問人数）の年度間合計） ※補助期間は年度間通算を含めて最大1年以内
負担割合	県1/3 市町1/3 事業者1/3（政令・中核市除く）	

(助成の額)

第6条 市町が事業指定を受けた事業所を運営する法人に交付する助成金の額は、第5条に定める補助基準額に3分の2を乗じて得た額と、市町が補助した額を比較して少ない方の額とする。

(助成の申請等)

第7条 助成の申請、決定、交付等に係る手続きは市町の定めるところによる。

(助成金の返還)

第8条 市町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。返還に係る手続きは市町の定めるところによる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき
- (2) その他、適切な運営がされていないと認められたとき

(県の補助)

第9条 兵庫県は、この要綱に基づき市町が令和4年3月31日までに行った助成に対し、健康福祉部補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

医療的ケア児に対する支援体制の構築事業（拡充）

1 目的・趣旨

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。

このため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、その他関係機関との連絡調整、連携体制を行う場を構築するとともに、国が定める研修カリキュラムに基づき、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

また、医療的ケア児数やニーズ、資源等については、地域によって偏りがあり、市町単独での十分な支援が困難な場合が想定されることから、圏域内の資源等の現状を踏まえた上で、市町や圏域を越える支援実施に向けた各市町間の連絡調整等を担う圏域医療的ケア児等コーディネーターを配置することとする。【下線部：拡充】

2 事業内容

(1) 医療的ケア児支援関係者連絡協議会の設置【既存】

- ・開催回数：2回
- ・協議内容：地域における医療的ケア児の支援体制の基盤整備 等
- ・事務局：障害福祉課

(2) 医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修の実施【既存】

ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- ・対象：相談支援専門員、市町保健師等

イ 医療的ケア児等支援者養成研修の実施

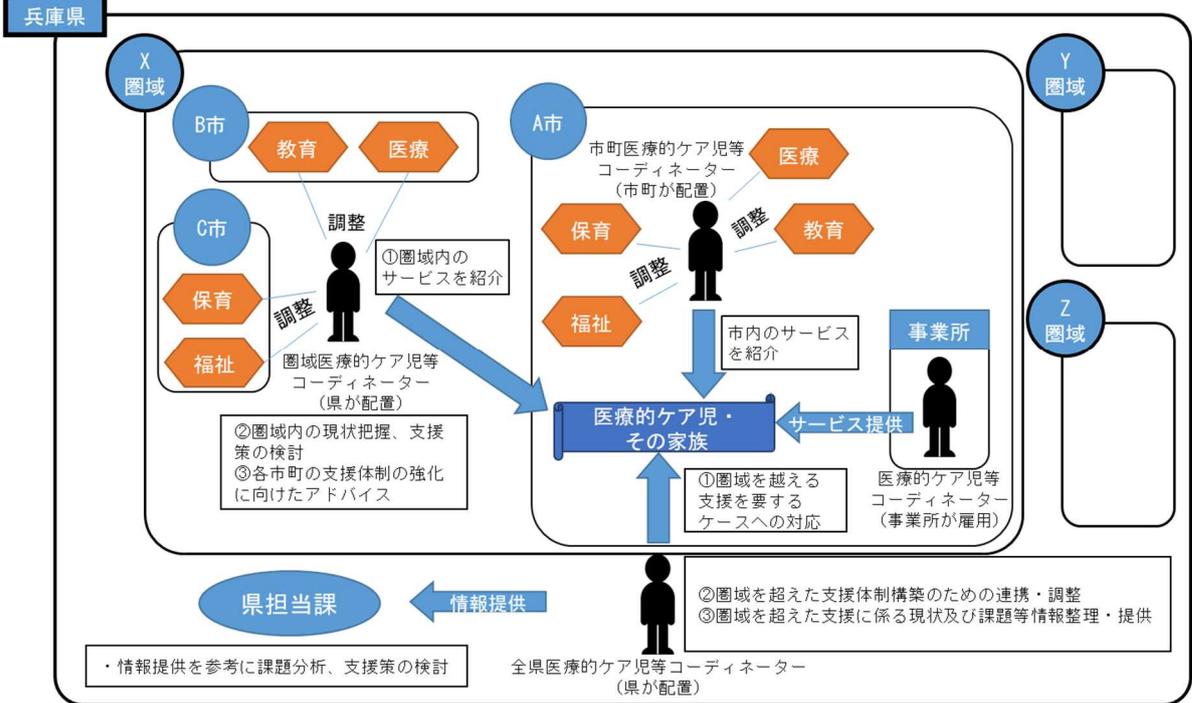
- ・対象：保育所、学校、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の支援者

ウ 実施方法：兵庫県社会福祉士会に委託して実施

(3) 圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置【拡充】

- ・事業内容：ア 圏域内の現状把握、支援策の検討
- イ 各市町間の連絡調整
- ウ 各市町の支援体制強化に向けたアドバイス
- ・配置方法：医療的ケア児等の支援に携わる事業所に本事業を委託し、コーディネーターを選出、配置する
- ・配置人数：10人（神戸を除く9圏域に各1人、全県統括1人）

<イメージ>



日中活動系サービス（療養介護）

1. 対象者要件の明文化

障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

日中活動系サービス（生活介護）

1. 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

加算区分	常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）
看護職員の配置数	<u>常勤換算で3人以上</u>
利用定員が20人以下	84単位/日
利用定員が21人以上40人以下	57単位/日
利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
利用定員が81人以上	18単位/日

判定スコアの項目

- ① 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）
- ② 気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入
- ⑦ 経管栄養（経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用）
- ⑧ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
- ⑨ その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用）
- ⑩ 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定）
- ⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- ⑫ 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ））
- ⑬ 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の浣腸）
- ⑭ 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

2. 重度障害者支援加算の見直し

- (1) 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する。
- (2) 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- (3) 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

現行	見直し後
<p>重度障害者支援加算</p> <p>(一) 体制を整えた場合 7単位/日</p> <p>(二) 支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※(二)について、加算の算定を開始した日から起算して<u>90日以内は+700単位/日</u></p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（<u>指定障害者支援施設等を除く。</u>）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	<p><u>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</u> 50単位/日</p> <p>※<u>人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</u></p> <p>(一) 体制を整えた場合 7単位/日</p> <p>(二) 支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※(二)について、加算の算定を開始した日から起算して<u>180日以内は+500単位/日</u></p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※イ、ロの加算については、<u>指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</u></p>

施設系サービス（施設入所支援）

1. 口腔衛生管理の充実

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

区分	単位	適用要件
口腔衛生管理体制加算 【新設】	30 単位／月	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、 <u>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月 1 回以上行っている場合に、1 月につき所定単位を加算する。</u>
口腔衛生管理加算 【新設】	90 単位／月	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる <u>いずれの基準にも該当する場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</u> イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを <u>月 2 回以上</u> 行うこと。 ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、 <u>施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。</u> ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する <u>施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。</u>

2. 摂食・嚥下機能支援

経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

(1) 経口移行加算の要件の見直し

現行	見直し後
<p>1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</u></p> <p>(略)</p>

(2) 経口維持加算の見直し

現行	見直し後
<p>イ 経口維持加算（I） 28単位／日</p> <p>※ 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。</p>	<p>イ 経口維持加算（I） 400単位／月</p> <p>※ <u>指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。</u><u>ただし、こ</u></p>

<p>ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5 単位／日</p> <p>※ 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。</p>	<p><u>の場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</u></p> <p>ロ 経口維持加算（Ⅱ） 100 単位／月</p> <p>※ <u>協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</u></p>
---	--

（3）療養食加算の要件の見直し

現行	見直し後
<p>注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1 日につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。</u></p>	<p>注 <u>管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</u></p>

3. 重度障害者支援加算の見直し

利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

現行	見直し後
<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28 単位／日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）体制を整えた場合 7 単位／日</p> <p>（二）支援を行った場合 180 単位／日</p> <p>※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内は +700 単位／日</p>	<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28 単位／日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）体制を整えた場合 7 単位／日</p> <p>（二）支援を行った場合 180 単位／日</p> <p>※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して <u>180 日以内は +500 単位／日</u></p>

**就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に
関する届出書（加算届）の取扱いについて**

全ての事業所が必ず提出

○基本報酬の届出

※報酬の届出がない場合

就労継続支援B型：算定不可（報酬体系を選択する必要があるため）

その他のサービス：最小単位で処理します

該当する事業所が提出

○加算要件が変更される加算を希望する場合

就労A型：就労移行支援体制

就労B型：就労移行支援体制

○前年度実績等により4月から変更が生じる場合

就労移行：視覚・聴覚等支援体制、移行準備支援体制加算

就労定着：就労定着実績体制

就労A型：視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制

就労B型：視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制

新年度の提出期限

すべての加算届

4月15日（木）までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定

4月30日（金）までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定

※ ただし、国保連データへの反映は5月以降となるため、
5月請求分は最小単位で算定となる。（翌月に過誤調整が必要）

注意等

- 1 5月以降は、通常ルールに戻ります。
5/15まで→6月から届出に応じた算定 5/16から→7月から届出に応じた算定
- 2 制度改正のない加算は、変更がある場合のみ届出を行ってください。
- 3 届出内容に間違いのないようお願いします。
（よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、
別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない）
- 4 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更してください。

令和3年度就労系サービスについて

(1) 就労系サービスにおける共通的事項

①地域区分の変更

伊丹市：6級地→5級地

丹波篠山市：その他→7級地

加算届の提出は不要（県で一括して処理）

②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いなくとも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。

※令和4年度以降の取扱いは未定

《令和3年度の報酬算定に係る実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

(I) 令和元年度及び令和2年度

(II) 平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

(I) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）

(II) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」は、次のいずれかの年度の実績で評価

(I) 平成30年度

(II) 令和元年度

(III) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

(I) 平成30年度

(II) 令和元年度

(III) 令和2年度

③在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる

と市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に
応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等
を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業
所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支
えない。

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

④一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し(就
労移行支援及び就労継続支援)

- ・ 施設外就労に係る加算(※)を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事
業所、地域連携の取組への評価に組み替える。 ※施設外就労加算及び移行準備支援体制加算(Ⅱ)
- ・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進
してきたことから、引き続き実施していく。

(2) 就労移行支援

① 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し(一部再掲)

- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合(就労定着率)」としている基本報酬の区
分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績
により算定する。

※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労
移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》(別紙1)

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び
前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

② アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウ
ハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等
を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》583単位/回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、
関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供に

について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

③ 人員基準の柔軟化

・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

《人員基準の見直し》

[現行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。
うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

④ 実態を踏まえた一般就労の範囲の検討

・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑥ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑦ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑧ 地域と連携した災害対策の推進（別紙2）

⑨ 医療連携体制加算の見直し（別紙3）

⑩ 身体拘束等の適正化（別紙4）

⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（別紙5）

⑫ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（別紙6）

⑬ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

・ 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(3) 就労定着支援

① 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

・ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
・ 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》（別紙1）

[見直し後]

(1) 就労定着率が9割5分以上

- (2)就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3)就労定着率が8割以上9割未満
- (4)就労定着率が7割以上8割未満
- (5)就労定着率が5割以上7割未満
- (6)就労定着率が3割以上5割未満
- (7)就労定着率が3割未満

② 基本報酬の支給要件の見直し

・現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

《基本報酬の算定要件の見直し》

[現行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

③ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

[現行]

企業連携等調整特別加算 240 単位／月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】 579 単位／回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

④ 対面での支援の要件緩和

- ・運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

[見直し後]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

⑤ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

（※）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

（4）就労継続支援A型

① 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し（別紙7・8）

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

*詳細な取り扱いについては、後日通知を发出予定

② 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

③ 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を

行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

④ 最低賃金減額特例について

- ・平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

⑤ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い（一部再掲）

- ・平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の实情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- ・その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（4）就労継続支援B型

① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うこと

はできない。

《報酬体系の類型化》（別紙9）

[現行]

「平均工賃月額」に応じた報酬体系

（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

[見直し後]

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

（就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ））

② 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

- ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8段階の区分とする。

《基本報酬区分の見直し》

[現行]

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満

(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満

(七) 平均工賃月額が5千円未満

[見直し後]

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満

(八) 平均工賃月額が1万円未満

③ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価（一部再掲）

- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

《地域協働加算【新設】》 30 単位／日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100 単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

④ 一般就労への移行の促進（一部再掲）

・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000 単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

- ⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

別紙 2

対象サービス : 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、**新単価(8時間以上2000単位)**を創設。

改定後							改定前 (対象者数)	
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件 (対象者数)			1名	2～8名
	医ケア以外	医ケア		1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名		
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。

※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年⁸4月からの適用とする。

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

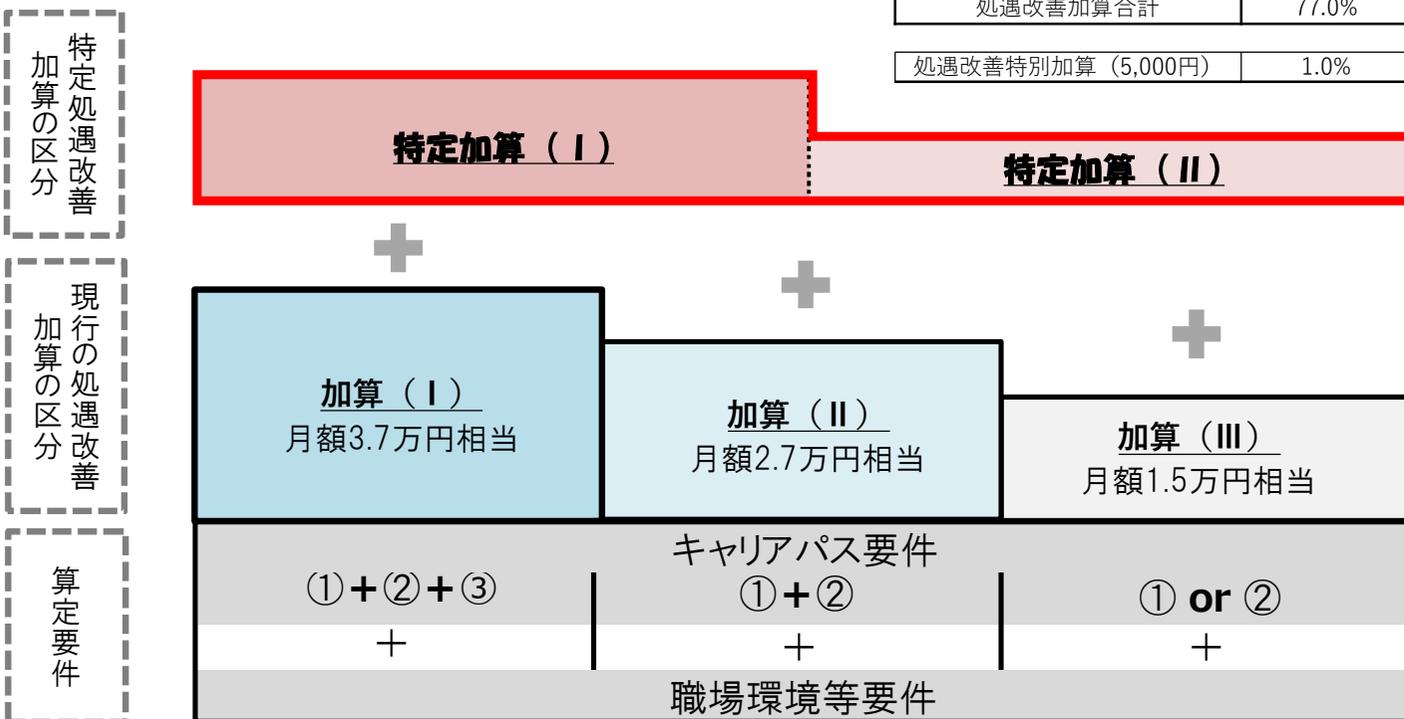
- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定

<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ (37,000円)	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ (27,000円)	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ (15,000円)	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ (Ⅲ×0.9)	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ (Ⅲ×0.8)	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算 (5,000円)	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%



以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中(令和4年3月サービス提供分)までは算定可能

加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)×0.9	加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)0.8	特別加算 月額0.5万円相当
キャリアパス要件の ① or ② or 職場環境等要件	いずれの要件も満たさない	処遇改善対象を福祉・介護職員に限定しない (キャリアパス要件、職場環境等要件は問わない)

(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

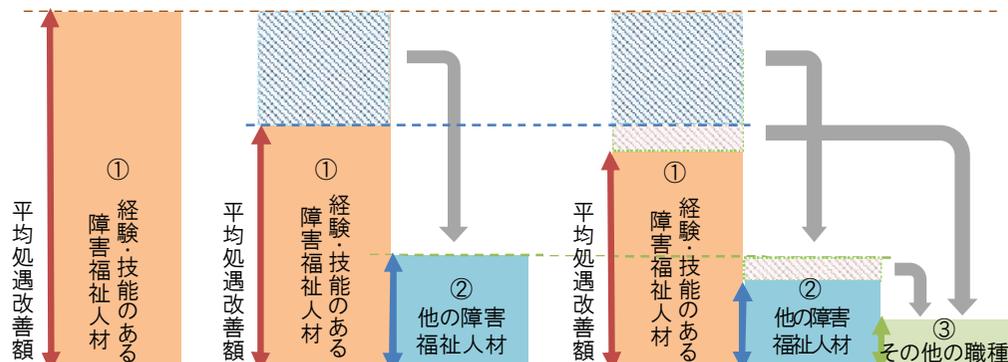
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
 - ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるIV及びV並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
 これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

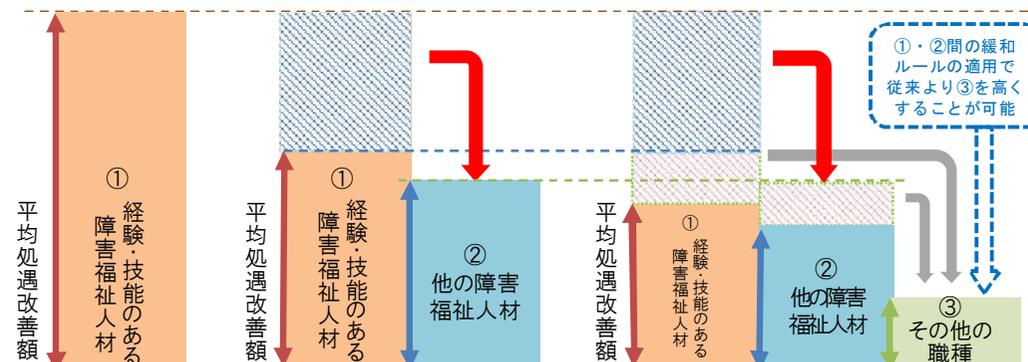
<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②の2倍以上」
 - ・「③は、②の2分の1以下」



<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高く」 → 緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」 → 維持



【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】583単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】579単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

I 労働時間	(評価要素)		
<u>1日の平均労働時間の状況</u>	・ 1日の平均労働時間		
(評価の視点)			
「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。			
(評価方法)			
前年度において、 <u>雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</u>			
7時間以上	: 80点	4時間以上4時間30分未満	: 40点
6時間以上7時間未満	: 70点	3時間以上4時間未満	: 30点
5時間以上6時間未満	: 55点	2時間以上3時間未満	: 20点
4時間30分以上5時間未満	: 45点	2時間未満	: 5点
(その他)			
令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価することを可とする。(※)			

II 生産活動	(評価要素)
<u>生産活動収支の状況</u>	・ 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況
(評価の視点)	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
(評価方法)	
前年度及び前々年度の各年度において <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。</u>	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点
(その他)	
令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。）とする。(※)	

Ⅲ 多様な働き方	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
<p>多様な働き方に係る制度整備及び実施状況</p>	<p>(評価の視点) 利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。</p> <p>(評価方法) <u>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p> <p>(その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）</p>

Ⅳ 支援力向上	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
<p>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</p>	<p>(評価の視点) 職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。</p> <p>(評価方法) <u>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p> <p>(その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）</p>

V 地域連携活動	(評価要素) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	(評価の視点) 事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。 (評価方法) <u>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</u> 1 事例以上ある場合 : 10 点 (その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。(※)

項 目	点 数	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: inline-block; margin-right: 10px;"></div> 点 200 点
I 労働時間	5 点 ~ 80 点	
II 生産活動	5 点 ~ 40 点	
III 多様な働き方	0 点 ~ 35 点	
IV 支援力向上のための取組	0 点 ~ 35 点	
V 地域連携活動	0 点 ~ 10 点	

	170 点以上	150 点以上 170 点未満	130 点以上 150 点未満	105 点以上 130 点未満	80 点以上 105 点未満	60 点以上 80 点未満	60 点未満
20 人以下	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位
.							
81 人以上	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位

(※) 令和4年度以降の報酬の取扱いは、その時の状況を踏まえ、改めて検討。

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

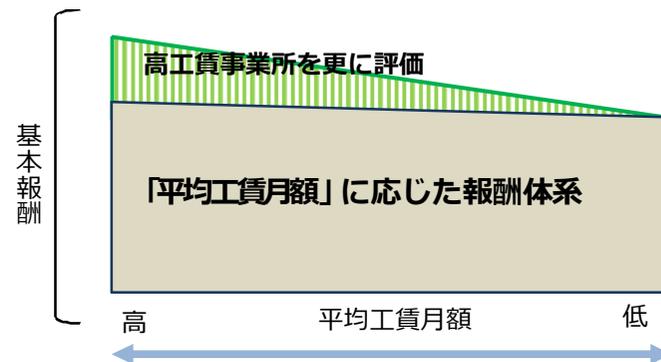
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系 (※)
 - ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設



【地域協働加算】（新設） 30単位/日
 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） 100単位/月
 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」
 をもって一律に評価する報酬体系（新設）

基本報酬

地域協働加算（新設）
 ピアサポート実施加算（新設）

加算



○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注				
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算 身体拘束廃止未実施減算				
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(959単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(466単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1039単位)							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)							
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)							
(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)								
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)								
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)								
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(498単位)								
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)								
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)								
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)								

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)	
就労支援関係研修加算		(1日につき6単位を加算)	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)	
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)	
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)	
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)	
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)	
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
通勤訓練加算		(1日につき800単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)	

支援計画会議実施加算
(1回につき583単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×9/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
<p>□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 定員20人以下</p> <p>(一) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (736単位)</p> <p>(二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (625単位)</p> <p>(三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (535単位)</p> <p>(四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (450単位)</p> <p>(五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (363単位)</p> <p>(六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (330単位)</p> <p>(七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (305単位)</p> <p>(2) 定員21人以上40人以下</p> <p>(一) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (679単位)</p> <p>(二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (568単位)</p> <p>(三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (477単位)</p> <p>(四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (415単位)</p> <p>(五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (333単位)</p> <p>(六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (295単位)</p> <p>(七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (273単位)</p> <p>(3) 定員41人以上60人以下</p> <p>(一) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (645単位)</p> <p>(二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (541単位)</p> <p>(三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (446単位)</p> <p>(四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位)</p> <p>(五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位)</p> <p>(六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (277単位)</p> <p>(七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (254単位)</p> <p>(4) 定員61人以上80人以下</p> <p>(一) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (638単位)</p> <p>(二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (535単位)</p> <p>(三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (435単位)</p> <p>(四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (366単位)</p> <p>(五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位)</p> <p>(六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (289単位)</p> <p>(七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (248単位)</p> <p>(5) 定員81人以上</p> <p>(一) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (633単位)</p> <p>(二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (526単位)</p> <p>(三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (421単位)</p> <p>(四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (345単位)</p> <p>(五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (319単位)</p> <p>(六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (269単位)</p> <p>(七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (240単位)</p>	<p>注</p> <p>地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合</p>	<p>注</p> <p>利用者の数が利用定員を超える場合</p>	<p>注</p> <p>職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合</p>	<p>注</p> <p>サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合</p>	<p>注</p> <p>就労移行支援計画等が作成されていない場合</p>	<p>注</p> <p>標準利用期間超過減算</p>	<p>注</p> <p>身体拘束廃止未実施減算</p>
<p>※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。</p>	<p>×965/1,000</p>	<p>×70/100</p>	<p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>3月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>	<p>減算が適用される月から4月目まで ×70/100</p> <p>5月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>	<p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>3月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>	<p>×95/100</p>	<p>利用者全員について、1日につき5単位を減算</p>

福祉専門職員配置等加算	<p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)</p>	
就労支援関係研修修了加算	(1日につき6単位を加算)	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)	
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	<p>イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)</p> <p>ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)</p>	
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)	
医療連携体制加算	<p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)</p> <p>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</p> <p>(1) 利用者が1人 (1日につき600単位を加算)</p> <p>(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)</p> <p>(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき300単位を加算)</p> <p>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)</p>	<p>注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合</p>
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)	
移行準備支援体制加算	(1日につき41単位を加算)	
送迎加算	<p>イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)</p> <p>ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)</p>	<p>注 同一敷地内の場合 ×70/100</p>
障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)</p>	<p>注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位</p>
通動訓練加算	(1日につき800単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)	
支援計画会議実施加算	(1回につき583単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×64/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×47/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×26/1,000)</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)</p>	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可</p> <p>注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能</p>
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×9/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可</p> <p>注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能</p>
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×17/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×15/1,000)</p>	<p>注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p>

○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注			
		地方公共団 体が設置する 指定就労継 続支援A型事 業所等の場 合	利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は 職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満 たない場合	サービス管理 責任者の員 数が基準に 満たない場 合	就労継続支 援A型計画等 が作成され ていない場 合	自己評価未 公表減算	身体拘束廃 止未実施減 算		
イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (724単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×85/100	利用者全員について、1日につき6単位を減算
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (692単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (676単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (655単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (527単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (413単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (319単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (643単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (615単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (601単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (583単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (468単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (367単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (282単位)							
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (605単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (578単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (565単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (547単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (439単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (344単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (265単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (593単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (568単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (555単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (536単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (432単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (338単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (260単位)							
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (574単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (547単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (534単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (518単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (416単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (327単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (252単位)							
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (660単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×85/100	利用者全員について、1日につき6単位を減算
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (630単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (616単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (597単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (480単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (376単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (290単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (588単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (563単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (549単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (532単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (426単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (335単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (258単位)							
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (546単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (522単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (510単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (494単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (397単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (312単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (240単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (535単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (511単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (499単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (484単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (388単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (305単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (235単位)							
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (516単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (493単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (482単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (467単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (375単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (295単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (226単位)							

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)		
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の50)	(1) 定員20人以下 (1日につき56単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき50単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき47単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき46単位を加算)	
		(5) 定員81人以上 (1日につき45単位を加算)	
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の25)	(1) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき24単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき23単位を加算)	
		(5) 定員81人以上 (1日につき22単位を加算)	

初期加算

(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき93単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき87単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき80単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき73単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき65単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき57単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき50単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき49単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき45単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき41単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき37単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき32単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき27単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき23単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき35単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき32単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき28単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき17単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき14単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき22単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき20単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき17単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき11単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき8単位を加算)
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき90単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき84単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき77単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき70単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき62単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき54単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき47単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき48単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき44単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき40単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき36単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき31単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき26単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき22単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき34単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき31単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき27単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき24単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき20単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき21単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき15単位を加算)
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき12単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき7単位を加算)

注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く

就労移行連携加算 (1回につき1,000単位を加算)

資金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下 (1日につき70単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき43単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき26単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)
	ホ 定員81人以上 (1日につき15単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2)利用者2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3)利用者3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)			
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×41/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1,000)	

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算		
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5-1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (702単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (672単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (657単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (643単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (631単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (611単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (590単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (566単位)						
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (625単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (598単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (584単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (572単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (551単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (541単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (525単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (504単位)						
	(3) 定員41人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (586単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (562単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (549単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (537単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (518単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (508単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (493単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (473単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (576単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (552単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (539単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (527単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (508単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (498単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (484単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (464単位)						
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (557単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (533単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (521単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (510単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (491単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (482単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (468単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (448単位)						
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10-1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (640単位)	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (612単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (599単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (586単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (565単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (554単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (538単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (516単位)						
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (571単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (547単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (534単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (523単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (504単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (494単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (480単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (461単位)						
	(3) 定員41人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (529単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (507単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (495単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (485単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (467単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (458単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (445単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (427単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (519単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (497単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (485単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (475単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (458単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (449単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (436単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (418単位)						
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (501単位)						
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (480単位)						
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (468単位)						
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (459単位)						
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (442単位)						
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (434単位)						
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (421単位)						
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (404単位)						
ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) (7.5-1)	(1) 定員20人以下 (556単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下 (494単位)							
	(3) 定員41人以上80人以下 (463単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下 (454単位)							
	(5) 定員81人以上 (438単位)							
ニ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) (10-1)	(1) 定員20人以下 (506単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下 (451単位)							
	(3) 定員41人以上80人以下 (417単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下 (408単位)							
	(5) 定員81人以上 (394単位)							
ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)							

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者割合(療養科等・同科等) が100分の50)	(1) 定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者割合(療養科等・同科等) が100分の25)	(1) 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき22単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1) 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2) 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき93単位を加算)
			(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき86単位を加算)
			(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき79単位を加算)
			(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき72単位を加算)
			(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき65単位を加算)
			(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき58単位を加算)
			(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき51単位を加算)
			(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき48単位を加算)
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき49単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき44単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき40単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき36単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき32単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき28単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき23単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき35単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき28単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき22単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき15単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき11単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき8単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき90単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき83単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき76単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき69単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき62単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき55単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき45単位を加算)	
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき43単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき39単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき35単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき27単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき21単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき34単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき30単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき23単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき6単位を加算)		

注1 イ又はロについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、平均工賃月額に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 ハ又はニについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注3 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

ハ 就労移行支援体制加算(Ⅲ) (7.5.1)	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)		
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)		
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)		
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)		
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)		
	ニ 就労移行支援体制加算(Ⅳ) (10.1)	(1)定員20人以下		(1日につき39単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下		(1日につき17単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下		(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下		(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上		(1日につき5単位を加算)
就労移行連携加算			(1回につき1,000単位を加算)	
目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき89単位を加算)		
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき80単位を加算)		
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき75単位を加算)		
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき74単位を加算)		
	ホ 定員81人以上	(1日につき72単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人		(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者が2人		(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下		(1日につき400単位を加算)
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)			
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)	
地域協働加算			(1日につき30単位を加算)	
ピアサポート実施加算			(1月につき100単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×54/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×22/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)		
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×7/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×15/1,000)		

○就労定着支援サービス費

基本部分	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき3,449単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき3,285単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,710単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,176単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,642単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,395単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき1,046単位)
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,759単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,628単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,168単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,741単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,314単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,117単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき837単位)
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,587単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,463単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,032単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,632単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,232単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,047単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき785単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。	
定着支援連携促進加算 (1回につき579単位を加算)	
初期加算 (1月につき900単位を加算)	
就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)	

注			
就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	+240単位
3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	

(18)夜間支援対象利用者19人	Ⅰ区分4以上	(1日につき71単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき59単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき47単位を加算)
(19)夜間支援対象利用者20人	Ⅰ区分4以上	(1日につき67単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき56単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき45単位を加算)
(20)夜間支援対象利用者21人	Ⅰ区分4以上	(1日につき64単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき53単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき43単位を加算)
(21)夜間支援対象利用者22人	Ⅰ区分4以上	(1日につき61単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき51単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき41単位を加算)
(22)夜間支援対象利用者23人	Ⅰ区分4以上	(1日につき58単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき48単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき39単位を加算)
(23)夜間支援対象利用者24人	Ⅰ区分4以上	(1日につき56単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき47単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき37単位を加算)
(24)夜間支援対象利用者25人	Ⅰ区分4以上	(1日につき54単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき45単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき36単位を加算)
(25)夜間支援対象利用者26人	Ⅰ区分4以上	(1日につき51単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき43単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき34単位を加算)
(26)夜間支援対象利用者27人	Ⅰ区分4以上	(1日につき50単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき42単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき33単位を加算)
(27)夜間支援対象利用者28人	Ⅰ区分4以上	(1日につき48単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき40単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき32単位を加算)
(28)夜間支援対象利用者29人	Ⅰ区分4以上	(1日につき46単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき38単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき31単位を加算)
(29)夜間支援対象利用者30人	Ⅰ区分4以上	(1日につき45単位を加算)
	Ⅱ区分3	(1日につき38単位を加算)
	Ⅲ区分2以下	(1日につき30単位を加算)

ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)

ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)

ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
ホ 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)

注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能

ハ 夜間支援等体制加算 (VI)	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算
 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)
 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)

医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)

日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)	
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)
			(二) 区分3以下	(1日につき270単位を加算)
	(2) 日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	(1日につき270単位を加算)	
		(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)	

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)
 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算)
 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)
 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算)
 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)
 ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)
 ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者体験利用加算 (1日につき400単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)			

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 86 / 1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 86 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 150 / 1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 63 / 1,000)	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 63 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 110 / 1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 35 / 1,000)	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 35 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 61 / 1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 90 / 100)	
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき 所定単位数 × 90 / 100)		
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき 所定単位数 × 90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 80 / 100)		
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 80 / 100)		
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 所定単位数 × 80 / 100)		

福祉・介護職員処遇改善特別加算
 (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数 × 10 / 1,000)
 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数 × 10 / 1,000)
 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数 × 23 / 1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数 × 19 / 1,000)
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数 × 16 / 1,000)